

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談リポート」の 掲示板への掲示について（依頼）

横浜市消費生活総合センターには、毎年24,000件前後の消費者被害やトラブルに関する相談が寄せられており、特に高齢者からの相談が近年増加傾向にあります。

また、その相談内容は、新しい商品やサービスにあわせて、刻々と変化しています。

消費者への注意喚起は従前より、講座やちらし、ホームページなどで実施してきましたが、被害に遭いやすい高齢者には、従前の方法では十分ではない面もありました。

このような状況を踏まえ、センターでは、市民の皆様が被害を未然に回避できるよう、最近の相談事例や注意点について、コンパクトにわかりやすくお伝えするちらし（月次相談リポート）を、今年4月から毎月作成し、広く配布することとしました。

そこで、本ちらしについて、自治会・町内会の掲示板に可能な範囲で掲示して頂けるよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

1 掲示するちらし

「月次相談リポート」A4判1ページ（裏面の実物見本参照）

※本ちらしは、市内の公的施設等でも配布しています。（毎月25日、11,000部配布）

＜市内配布場所＞

区役所、小・中・高・大学校、地区センター、地域ケアプラザ、社会福祉協議会、老人福祉施設、区民文化センター、図書館等の市内の公的施設

2 掲示物の配送方法

各月下旬の定例配送ルートにより、各自治会・町内会あてにお届けします。

3 今後のスケジュール（予定）

- ・ 6月下旬 各自治会・町内会あて事前のご案内（本説明資料）を送付
- ・ 7月以降、各月下旬 掲示物を各自治会・町内会あてに送付（区連会休会月は除く）

4 お問い合わせ先

横浜市経済局消費経済課

担当：野上、今井

電話：045-671-2568

FAX：045-664-9533

住宅リフォーム工事の 「次々勧誘」訪問にご注意!!

突然来宅し、不安をあおって強引に次々と工事契約を迫る悪質な手口。特に梅雨どきに目立ちます。

- 「無料」とかたって床下にもぐり、「危険だ」と契約させられた後、屋根の防水工事までも勧誘。
- 「今すぐ工事を。今なら安くする」と、給湯管錆取り工事から、床下・トイレ・風呂工事と次々に契約させられた。



家族や友人・知人、当センターに相談するなど、慎重に対応を!

消費者トラブル おかしいな、困ったと思ったら 気軽にご相談を

横浜市消費生活総合センター

消費生活相談電話 845-6666

〔平日 9:00～18:00〕
〔土日 9:00～16:45〕

ホームページ <http://www.yokohama-consumer.or.jp/>

